

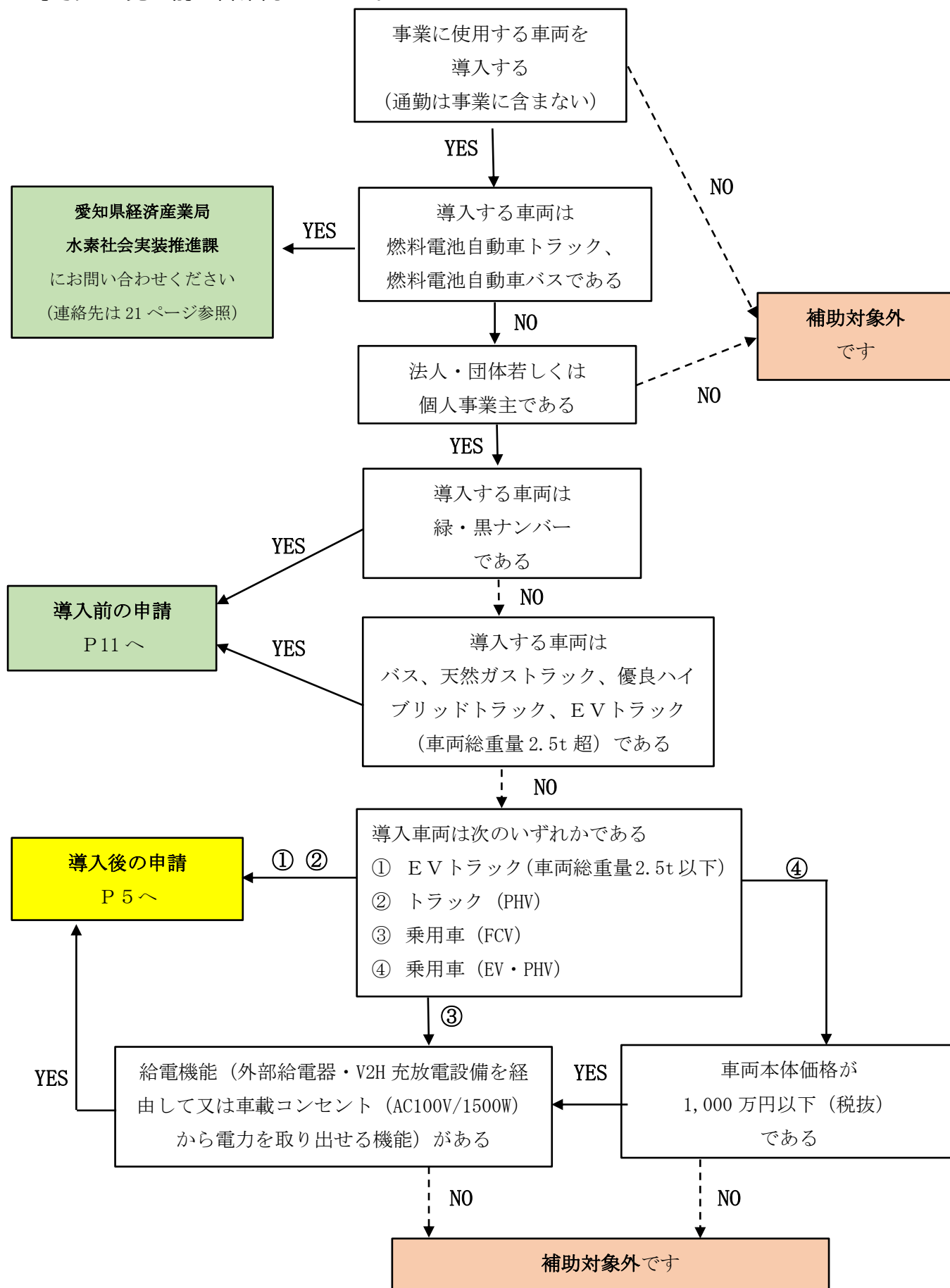
令和 7 年度

先進環境対応自動車導入促進費補助金
申請の手引き

令和 7 年 11 月
愛知県環境局

確認フロー

※手引きを見る前に御確認ください。



申請時期及び補助額早見表

自家用・営業用の別	用途	燃料	申請時期		補助額
自家用 (白・黄ナンバー)	乗用	EV		導入後	3 ナンバー：{A-200}×2,000円 3 ナンバー以外：A×1,000円 ※いずれも上限40万円
		PHV		導入後	10万円（定額）
		FCV		導入後	100万円（定額）
	トラック (貨物)	EV		導入後	A×1,000円 ※上限40万円 (車両総重量2.5t以下の車両)
				導入前	車両本体価格と通常車両価格との差額×2/9 (車両総重量2.5t超の車両)
		PHV		導入後	20万円（定額）
		CNG		導入前	車両本体価格と通常車両価格との差額×1/3
		優良HV		導入前	車両本体価格と通常車両価格との差額×1/3
	バス (乗合)	EV		導入前	車両本体価格と通常車両価格との差額×1/3
		PHV		導入前	車両本体価格と通常車両価格との差額×1/3
		CNG		導入前	車両本体価格と通常車両価格との差額×1/3
営業用 (緑・黒ナンバー)	乗用	EV		導入前	3 ナンバー：{A-200}×2,000円 3 ナンバー以外：A×1,000円 ※いずれも上限40万円
		PHV		導入前	10万円（定額）
		FCV		導入前	100万円（定額）
	トラック (貨物)	EV		導入前	A×1,000円 ※上限40万円 (車両総重量2.5t以下の車両)
				導入前	車両本体価格と通常車両価格との差額×2/9 (車両総重量2.5t超の車両)
		PHV		導入前	20万円（定額）
		CNG		導入前	車両本体価格と通常車両価格との差額×1/3
		優良HV		導入前	車両本体価格と通常車両価格との差額×1/3
	バス (乗合)	EV		導入前	車両本体価格と通常車両価格との差額×1/3
		PHV		導入前	車両本体価格と通常車両価格との差額×1/3
		CNG		導入前	車両本体価格と通常車両価格との差額×1/3
		優良HV		導入前	車両本体価格と通常車両価格との差額×1/3

注) 補助額欄の「A」は一充電走行距離（カタログ記載の JC08 モードの値（JC08 モードの記載がない場合は WLTC モードの値））(km) を指す。

※燃料電池自動車（FCV）のトラック（貨物）及びバス（乗合）への愛知県からの補助につきましては、経済産業局水素社会実装推進課へお問い合わせください。
(連絡先は 21 ページ参照)

< 目次 >

第1章 導入後申請

1	補助金の概要	5
(1)	募集期間	5
(2)	補助対象事業者	5
(3)	補助対象車種及び補助額	6
2	補助金の申請から交付までの流れ	7
(1)	補助金の申請から交付までの流れ	7
(2)	注意事項	8
3	提出書類	9
(1)	法人（リース会社を含む）が申請する場合	9
(2)	個人事業主が申請する場合	10

第2章 導入前申請

1	補助金の概要	11
(1)	募集期間	11
(2)	補助対象事業者	11
(3)	補助対象車種及び補助額	13
2	補助金の申請から交付までの流れと注意事項	14
(1)	補助金の申請から交付までの流れ	14
(2)	注意事項	15
(3)	補助対象外となる場合について	15
3	提出書類	16
(1)	交付申請時の提出書類	16
(2)	実績報告時の提出書類	18
(3)	変更があった時の提出書類	19

第3章 その他

1	書類の提出先	20
2	問合せ先	20
3	国の補助制度	21
4	よくある質問	22

第1章 導入後申請

1 補助金の概要

(1) 募集期間

2025(令和7)年4月1日(火)から 2026(令和8)年3月31日(火)正午まで(必着)

※予算枠に到達した場合、上記に関わらず受付を終了します。

※受付は先着順となります。

(2) 補助対象事業者(申請者)

- ・中小企業等の事業者(※)
- ・中小企業等の事業者に貸し渡す目的で導入する自動車リース事業者

中小企業等の事業者とは

以下のいずれかに該当する法人・団体若しくは個人事業主を指します。

なお、宗教法人は対象とはなりません。

- ・「中小企業信用保険法」に規定する会社若しくは個人(a、bのどちらかを満たす者)
 - a 資本金が3億円(小売・サービス業では5,000万円、卸売業では1億円)以下の会社
 - b 従業員が300人(小売業では50人、卸売・サービス業では100人)以下の会社又は個人
 - ※農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く。)、漁業及び金融・保険業(クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業(補助的金融商品取引業を除く。)、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。)、金融代理業(金融商品仲介業に限る。)、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)
 - を営む会社又は個人は対象外
- ・「中小企業団体の組織に関する法律」、「農業協同組合法」、「水産業協同組合法」で定める各組合
- ・「学校教育法」に規定する学校、専修学校又は各種学校を設置する者
- ・「児童福祉法」に規定する児童福祉施設を設置する者
- ・「社会福祉法」に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を経営する者
- ・「医療法」に規定する病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は助産所を設置する者

(3) 補助対象車種及び補助額

車検証に「自家用」と記載があり、(2)の補助対象事業者が所有している旨の記載(※)がある下表の自動車は補助対象です。

ただし、以下の要件を満たすものに限りです。

- ① 2025(令和7)年4月1日(火)から2026(令和8)年3月31日(火)までに新規の車両登録を行うもの
- ② EV・PHV・FCV乗用車は給電機能を有すること
- ③ EV・PHV乗用車はメーカー希望小売価格1,000万円(税抜)を超えないこと

補助対象事業者が所有している旨の記載とは

- ・自己所有の場合は、車検証の所有者・使用者欄ともに補助対象事業者の記載があること。
- ・所有権留保の場合は、車検証の使用者欄に補助対象事業者の記載があること。
- ・リースの場合は、車検証の所有者欄に補助対象事業者(リース業者)、使用者欄にリース先の中小企業等の事業者の記載があること。

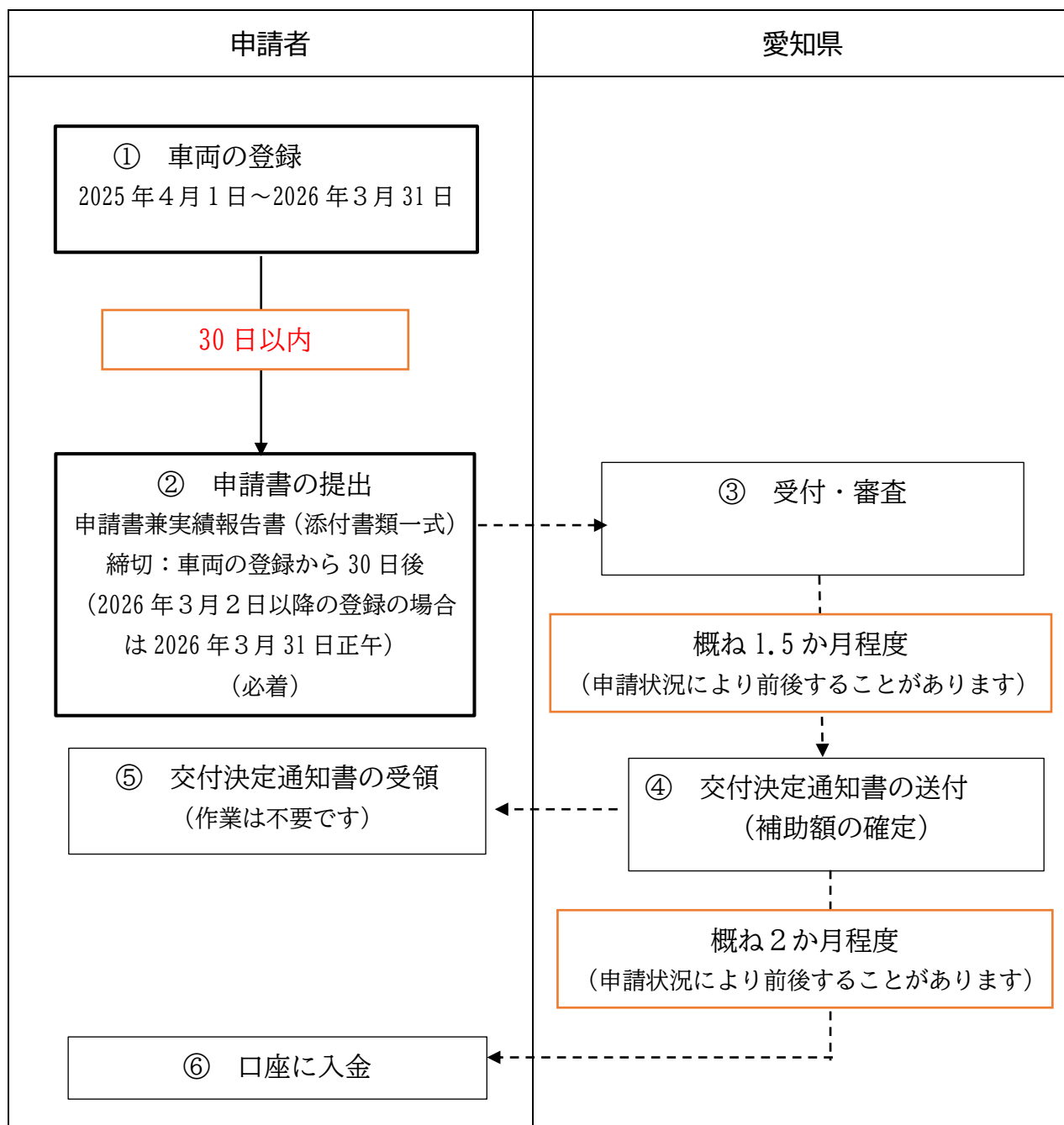
自家用/営業用	車種	補助額
自家用	EVトラック (車両総重量 2.5t 以下) EV乗用車	3ナンバー車： $\{\text{一充電走行距離}^{\ast}(\text{km}) - 200\} \times 2 (\text{千円}/\text{km})$ 上限 400 千円 ----- 3ナンバー車以外： $\text{一充電走行距離}^{\ast}(\text{km}) \times 1 (\text{千円}/\text{km})$ 上限 400 千円
	PHVトラック	200 千円 (定額)
	PHV乗用車	100 千円 (定額)
	FCV乗用車	1,000 千円 (定額)

※一充電走行距離は、原則、ホームページ・カタログ等の公開されている情報をもって算定いたします。基本はJC08モードの値、JC08モードの記載がない場合はWLTCモードの値を使用します。

(注) 車両総重量 2.5t 超のEVトラックは導入前申請のため、11 ページを御確認ください。

2 補助金の申請から交付までの流れと注意事項

(1) 補助金の申請から交付までの流れ



受付後は、書類に不備ある場合を除き、県から連絡することはありません。
 （交付決定通知書の到着をお待ちください）

(2) 注意事項

- ・ 自己所有の場合、領収書の写し等を提出していただくため、申請書の提出までに車両代金を支払っている必要があります。
- ・ 法人が申請する場合、車両の所有者（所有権留保、リースの場合は使用者）は法人である必要があります。
（法人代表者の個人名義で登録した車両は補助の対象外となります）
- ・ リース車両に係る申請者は、自動車リース事業者です。C E V補助金と異なりますので御注意ください。
- ・ 使用の本拠の位置は愛知県内の本社、支社、営業所等である必要があります。
（法人代表者等の自宅住所で登録した車両は補助の対象外となる可能性があります）
- ・ 希望ナンバーへの変更を行った場合は、新規登録の際の自動車検査証記録事項と番号変更後の自動車検査証記録事項を合わせてご提出ください。

3 提出書類

- ・車両登録から 30 日以内に交付申請をしてください。
- ・必要に応じて記載のない書類のご提出をお願いすることがあります。
- ・記入例を御確認のうえ、記入していただくようお願いします。

(1) 法人（リース会社を含む）が申請する場合【ZIP ファイル①】

番号	書類名	備考
1	・ 交付申請書兼実績報告書 （様式第 1 の 2） ・ 事業報告書（別紙 1）	・ 押印は不要
2	現在事項全部証明書（原本） 又は 履歴事項全部証明書（原本）	・ リースの場合はリース事業者、貸与先事業者の両方が必要 ・ 発行から 3 ヶ月以内
3	自動車検査証記録事項（写し） （自動車検査証（ハガキサイズのもの）は不要）	・ 新規登録の車両であること ・ 所有者と使用者が同一であること（所有権留保・リースの場合を除く）
4	車両代金請求書（写し）	—
5	代金支払を証する書類（写し）	・ 自己所有の場合：領収書の写し等 ・ 所有権留保（ローン）の場合 ：ローン契約書の写し ・ リースの場合：リース契約書の写し
6	愛知県受取人届出書	・ 同一年度に補助金申請をしており、振込口座の登録内容に変更がない場合は不要
7	補助金の請求書	・ 押印は不要
8	使用目的等に係る申立書	・ 車両登録の住所（使用の本拠の位置）が法人の登記簿に記載がない場合のみ
9	貸与料金算定根拠明細書	・ リースの場合のみ

(2) 個人事業主が申請する場合【ZIP ファイル②】

番号	書類名	備考
1	・ 交付申請書兼実績報告書 (様式第1の2) ・ 事業報告書(別紙)	・ 押印は不要
2	住民票(原本)	・ 発行から3ヶ月以内 ・ 個人番号の記載がないもの
3	前年度所得税の確定申告書(写し) (第1表及び第2表)	—
4	自動車検査証記録事項(写し) (自動車検査証(ハガキサイズの もの)は不要)	・ 新規登録の車両であること ・ 所有者と使用者が同一であること(所有権留保・リースの場合を除く)
5	車両代金請求書(写し)	—
6	代金支払を証する書類(写し)	・ 自己所有の場合: 領収書の写し等 ・ 所有権留保(ローン)の場合 : ローン契約書の写し ・ リースの場合: リース契約書の写し
7	使用目的等に係る申立書	—
8	愛知県受取人届出書	・ 同一年度に補助金申請をしており、振込口座の登録内容に変更がない場合は不要
9	補助金の請求書	・ 押印は不要
10	貸与料金算定根拠明細書	・ リースの場合のみ

第2章 導入前申請

1 補助金の概要

(1) 募集期間

2025(令和7)年4月1日(火)から 2026(令和8)年3月16日(月)正午まで(必着)

※予算枠に到達した場合、上記に関わらず受付を終了します。

※受付は先着順となります。

(2) 補助対象事業者(申請者)

ア 自家用登録(白・黄ナンバー)の車両を導入する場合

車種	補助対象事業者(※1)
EVトラック (車両総重量 2.5t 超)	・中小企業等の事業者(※2)
CNGトラック	
優良HVトラック	
EVバス	
PHVバス	
CNGバス	

※1 上記の者に貸し渡す目的で車両を導入する自動車リース業者も補助対象となります。なお、いずれの車種においても、宗教法人は補助の対象とはなりません。

※2 「中小企業等の事業者」の定義は、「第1章 導入後申請」(5ページ)を確認してください。

イ 営業用登録（緑・黒ナンバー）の車両を導入する場合

車種	補助対象事業者
EV乗用車	・すべての旅客・貨物運送事業者
PHV乗用車	
FCV乗用車	
EVトラック	
PHVトラック	
CNGトラック	・旅客・貨物運送事業者（※）
優良HVトラック	
EVバス	・すべての旅客・貨物運送事業者
PHVバス	
CNGバス	
優良HVバス	

※ 上記の者に貸し渡す目的で車両を導入する自動車リース業者も補助対象となります。なお、いずれの車種においても、宗教法人は補助の対象とはなりません。

※ CNGトラック、優良HVトラックを導入する場合は、一般社団法人愛知県トラック協会に加入していない事業者が対象となります。

(3) 補助対象車種及び補助額

車検証に(2)の補助対象事業者が所有している旨の記載(※)がある下表の自動車が補助対象です。

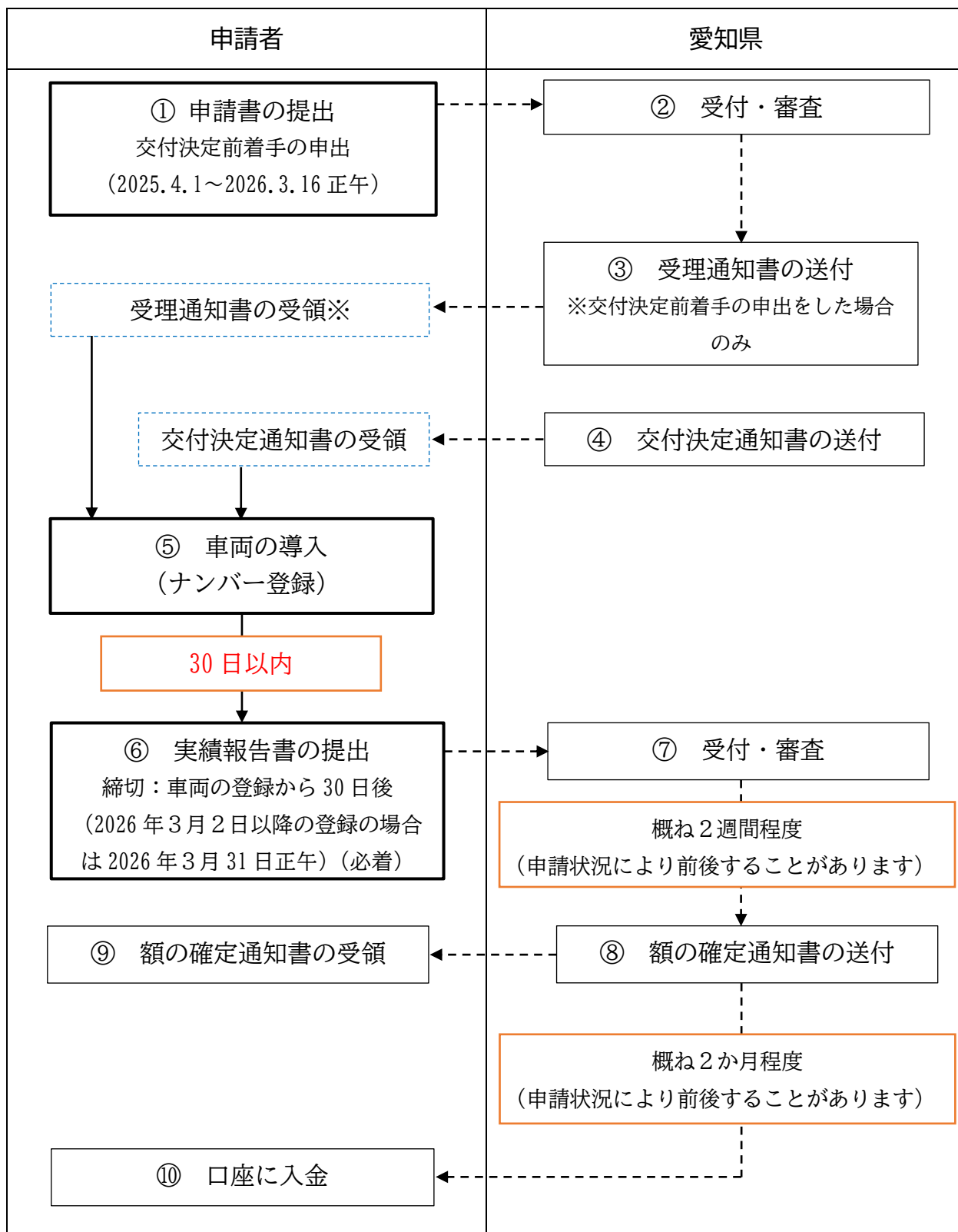
ただし、2025(令和7)年4月1日から2026(令和8)年3月31日までの間に、新規の車両登録及び車両代金の支払い(ローン又はリースの場合は契約の締結)が完了するものに限りします。

※ 「補助対象事業者が所有している旨の記載」については、「第1章 導入後申請のページ」(6ページ)を確認してください。

自家用/営業用	車種	補助額
自家用	E Vトラック	車両総重量 2.5t 超の車両： 車両本体価格と通常車両価格との差額×2/9
	CNGトラック	車両本体価格と通常車両価格との差額×1/3
	優良HVトラック	
	E Vバス	
	PHVバス	
	CNGバス	車両本体価格と通常車両価格との差額×1/3
営業用	E V乗用車	3ナンバー車： {一充電走行距離(km)-200} × 2 (千円/km) 上限 400 千円
		3ナンバー車以外： 一充電走行距離(km) × 1 (千円/km) 上限 400 千円
	PHV乗用車	100 千円 (定額)
	FCV乗用車	1,000 千円 (定額)
	E Vトラック	車両総重量 2.5t 以下の車両： 一充電走行距離(km) × 1 (千円/km) 上限 400 千円
		車両総重量 2.5t 超の車両： 車両本体価格と通常車両価格との差額×2/9
	PHVトラック	200 千円 (定額)
	CNGトラック	車両本体価格と通常車両価格との差額×1/3
	優良HVトラック	
	E Vバス	
	PHVバス	
	CNGバス	
	優良HVバス	

2 補助金の申請から交付までの流れと注意事項

(1) 補助金の申請から交付までの流れ



(2) 注意事項

- ・車両登録後の申請はできません。
- ・車両登録は、県からの交付決定通知又は受理通知書発行後で、かつ、交付申請と同一年度に行ってください。
- ・実績報告書の提出を忘れないようにしてください。
補助事業が完了した日から30日以内に実績報告書を提出してください。ただし、補助対象事業が完了した日が2026（令和8）年3月2日以降である場合は、2026（令和8）年3月31日までに実績報告書を提出してください。
- ・営業用登録自動車（緑・黒ナンバー）のうち、天然ガストラック・バス、優良ハイブリッドトラック・バスの補助については、2025（令和7）年度は環境省の「環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」との協調補助となります。
したがって、国の補助を受けられない場合は県の補助を受けられませんのでご注意ください。
- ・希望ナンバーへの変更を行った場合は、新規登録の際の自動車検査証記録事項と番号変更後の自動車検査証記録事項を合わせてご提出ください。
- ・リース車両に係る申請者は、自動車リース事業者です。

(3) 補助対象外となる場合について

以下に該当する場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ・先進環境対応自動車を事業に使う目的で導入しない場合
- ・県から発送される受理通知書または交付決定通知書の受領前に車両登録をした場合
- ・2026（令和8）年3月31日までに車両登録が完了しない場合

3 提出書類

- ・必ず車両登録前に交付申請をしてください。
- ・申請にあたっては、以下の書類をご提出ください。
- ・必要に応じて下記に記載のない書類のご提出をお願いすることがあります。

(1) 交付申請時の提出書類

ア 法人（リース会社を含む）が申請する場合【ZIP ファイル③】

番号	書類名	備考
1	・ 交付申請書 ・ 事業計画書	・ 押印は不要
2	現在事項全部証明書（原本） 又は 履歴事項全部証明書（原本）	・ 発行から3ヶ月以内 ・ リースの場合はリース事業者、貸与先事業者の両方が必要
3	車両代金見積書	
4	国からの補助負担を証する書類	・ 営業用登録（緑・黒ナンバー）の天然ガス車、優良ハイブリッド車を導入する場合のみ必要
5	愛知県受取人届出書	・ 過去に補助金申請をしており、振込口座の登録内容に変更がない場合は不要
6	貸与料金算定根拠明細書	・ リースの場合のみ必要

イ 個人事業主が申請する場合【ZIP ファイル④】

番号	書類名	備考
1	・ 交付申請書 ・ 事業報告書	・ 押印は不要
2	住民票（原本）	・ 発行から 3 ヶ月以内 ・ 個人番号の記載がないもの
3	前年度所得税の確定申告書（写し）（第 1 表及び第 2 表）	—
4	車両代金見積書	—
5	国の負担を証する書類	・ 営業用登録（緑・黒ナンバー）の天然ガス車、 優良ハイブリッド車を導入する場合のみ必要
6	使用目的等に係る申立書	—
7	愛知県受取人届出書	・ 過去に補助金申請をしており、振込口座の登録内容に変更がない場合は不要
8	貸与料金算定根拠明細書	・ リースの場合のみ必要

(2) 実績報告時の提出書類

- ・実績報告にあたっては、下表1～6をご提出ください。
- ・必要に応じて下記に記載のない書類のご提出をお願いすることがあります。

【ZIP ファイル③④共通】

番号	書類名	備考
1	・実績報告書 ・事業結果報告書	・押印は不要
2	車両代金請求書（写し）	・車両購入時の自動車販売店からの請求書など車両本体価格が分かるもの （請求書がない場合や請求書に車両本体価格が示されていない場合は、注文書等で示すことも可）
3	代金支払を証する書類	・自己所有の場合：領収書の写し ・所有権留保（ローン）の場合： ローン契約書の写し ・リースの場合：リース契約書の写し
4	自動車検査証記録事項（写し）	—
5	国補助金交付決定通知書	・営業用登録（緑・黒ナンバー）の車両を導入する場合のみ必要
6	補助金の請求書	・押印は不要

(3) 変更があった時の提出書類

- ・申請時から変更がある場合については、追加で以下の書類をご提出ください。

番号	書類名	備考
1	変更届	・申請時から軽微な変更がある場合に提出すること ※軽微な変更とは、補助金の交付決定額に変更がないものをいいます。 (例)事業者の役員の変更、車両の使用の本拠の変更、リース料金の変更等
2	補助対象事業計画変更承認申請書	・申請時からの変更が軽微でない(上記の変更に該当しない)場合に提出すること (例)導入台数の変更(2台→1台)
3	その他変更内容を証する書類	・変更内容によっては提出の必要があります。 ・詳細については担当までお問い合わせください。

第3章 その他

1 書類の提出先

書類の提出は郵送で行っていただきますようお願いいたします。

提出の際には到着日時がわかるもの・到着確認ができるもの（レターパック、書留等）を使用してください。

宛先	住所
愛知県環境局 地球温暖化対策課 自動車環境グループ	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2 (愛知県西庁舎 6 階)

2 問合せ先

お問い合わせの前に…

- ・「申請の手引き」をご一読ください。
- ・国の補助金や市町村の補助金については、それぞれの実施団体や市町村にお問い合わせください。
- ・補助金の残額は、Web ページで随時公表しています。予算枠の到達見込などについて直接お問い合わせいただいても、Web ページに掲載していること以上の情報はお答えしかねます。
- ・電話でのお問い合わせの際、「申請の手引き」を使って御案内する場合がありますので、「申請の手引き」を確認できる状況でお電話いただくことをお勧めします。
- ・メールでのお問い合わせの際、タイトル（件名）に『自動車補助金のお問い合わせ』と入力いただきますようお願いいたします。

担当	問合せ先
愛知県環境局 地球温暖化対策課 自動車環境グループ	電 話：052-954-6217 受付時間：9 時～17 時 30 分（12 時～13 時を除く） F A X：052-955-2029 E-mail：ondanka@pref.aichi.lg.jp

※燃料電池自動車（FCV）のトラック（貨物）及びバス（乗合）への補助については
こちらにお問い合わせください。

担当	問合せ先
愛知県経済産業局 水素社会実装推進課 企画グループ	電 話：052-954-7416 受付時間：9 時～17 時 30 分（12 時～13 時を除く） F A X：052-954-6943 E-mail：suiso@pref.aichi.lg.jp

3 国の補助制度

CEV 補助金 （経済産業省）	一般社団法人 次世代自動車 振興センター	電話：0570-001-136 電話受付時間：10 時～16 時 （12 時～13 時を除く）
商用車等の電動化 促進事業（トラック） （環境省）	一般財団法人 環境優良車普及 機構	電話：03-5944-0883 電話受付時間：9 時～17 時 （12 時～13 時を除く）
商用車等の電動化促進 事業（タクシー・バス） （環境省）	公益財団法人 日本自動車輸送 技術協会	電話：03-6836-1203 電話受付時間：9 時～17 時 （12 時～13 時を除く）
環境配慮型先進トラック・ バス導入加速事業 （環境省）	公益財団法人 北海道環境財団	E-mail:trkbus_ask■heco- hojo.jp ※ ■は @ に置き換えてください。

4 よくある質問

Q1 個人は補助対象となりますか。

A1 原則、補助対象となりません。ただし、個人事業を営む方が、事業のために車両を使用する場合は補助対象となります。

Q2 愛知県外の事業者は補助対象となりますか。

A2 本社の所在地が愛知県外の事業者であっても、愛知県内の事業所に導入する場合は補助対象となります。例えば、リース事業者が愛知県内の事業者から車両を貸し渡す場合や、愛知県外に本社がある法人が、愛知県内の支社に車両を導入する場合は補助対象となります。反対に、愛知県内に本社があっても、愛知県外の事業所で導入する場合は補助対象となりません。

Q3 宗教法人は補助対象となりますか。

A3 宗教法人は補助対象となりません。(要綱第3第7項に記載の「中小企業等の事業者」に該当しないため。)

Q4 他の団体の補助金を受けることはできますか。

A4 他の団体(国、市町村など)の補助金と併用いただけます。ただし、営業用車両(緑ナンバー)は、環境省の補助金の交付を受ける場合、県の補助額が減額されることがあります(詳細はお問い合わせください)。

また、営業用車両(緑ナンバー)の天然ガス車(トラック・バス)、優良ハイブリッド車(トラック・バス)は環境省の補助金と協調補助となり、環境省の補助を受けられない場合、県の補助を受けられないのでご注意ください。

Q5 ハイブリッド自動車(乗用車)は補助対象となりますか。

A5 ハイブリッド自動車(乗用車)は補助対象となりません。ただし、営業用車両(緑ナンバー)の優良ハイブリッド車(トラック・バス)は補助対象となります。

Q6 車検証の所有者を法人に、使用者を法人代表者として登録した場合、補助対象となりますか。

A6 補助対象となりません。車検証の所有者及び使用者は、同一である必要があります。
(リース・所有権留保の場合を除く)

Q7 今年開業したばかりで、前年の確定申告書の写しがない場合の提出物について教えてください。

A7 確定申告書の代わりに、車検証の使用の本拠地で事業を行っていることを客観的に証明できる書類を提出してください。(例：事業所所在地の記載のある事業許可証の写し等)

Q8 年度末の申請について気を付けるべきことはありますか。

A8 事業を完了(車両の登録)した同一年度内に申請を行う必要がありますのでご注意ください。

なお、導入後申請の申請書兼実績報告書は、事業完了日から 30 日以内に提出することになっていますが、事業完了日から 30 日を数えた日が年度をまたぐ場合(4月1日以降になる場合)は、令和8年3月 31 日(令和7年度の場合)までに提出してください。(例 事業完了日が3月 18 日の場合、30 日を経過した日は4月 17 日となりますが、年度をまたぐため3月末までに提出となります。)

ただし、予算の上限に達した場合は最終締切日を待たずして補助金の受付を終了します。

要領第7条(抜粋)

要綱第 5 第 1 項ただし書きの規定により申請を行う場合は、補助対象事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日と補助対象事業の完了日の属する年度の最後の開庁日とのいずれか早い日までとする。

Q9 交付申請をしてから交付決定通知書が発行されるまで、どれくらいの期間がかかりますか。

A9 原則として、交付申請を受け付けた約1.5ヶ月後に交付決定通知書(導入後申請の場合は交付決定兼額の確定通知書)を送付いたします。 例:4月10日の受付→5月下旬に交付決定
ただし、申請が集中した場合は、さらに期間を要する場合がありますので、ご了承ください。

Q10 補助金の振込は申請をしてからどれくらいで行われますか。

A10 実績報告の受け付け後に発行する額の確定通知書(導入後申請の場合は交付決定兼額の確定通知書)を送付してから2か月程度で振り込まれますが、多少前後する場合があります。

Q11 この補助金は圧縮記帳の対象になりますか。

A11 税務処理等の解釈・詳細は、税理士やお近くの税務署に御確認ください。